

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応マニュアル

当館をご利用いただくにあたり、主催者には会議・セミナー等の開催期間中に新型コロナウイルスの感染が疑われる方が発生した場合、下記の対応にご協力ください。また、感染の疑いがある方への対応は、感染拡大を防止する観点から原則 1 名もしくは 2 名までとし、対応する方は事前にお決めください。

1 主催者による入場時の検温及び体調チェック時に体調不良者が発生した場合

主催者にて、入口等で検温作業（37.5 度以上の発熱の有無）、「咳が出る、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ」の症状があるか体調チェックを行う。

⇒上記に当てはまる方は、主催者にて入館（入場）を断り、帰宅を促すとともに下記相談窓口の連絡先を伝え連絡してもらう。主催者は当館管理事務所まで報告する。

⇒帰宅困難な症状の場合、主催者は当館管理事務所に報告のうえ、対象者から下記相談窓口等に連絡してもらう。連絡が困難な場合は重症と判断し、主催者が救急車の要請を行ったうえ、事務所に報告する。当館管理事務所は、救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。

2 会議・セミナー等の会期中に体調不良者が発生した場合

会期中に体調不良者が発生し、主催者にて新型コロナウイルス感染の疑われる症状（37.5 度以上の発熱、咳が出る、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ等）が確認された場合、主催者は当館管理事務所に報告のうえ、対象者を主催者の同行のもと隔離可能な別室（主催者で用意）に移動させる。移動する際は、人との接触を極力避けるよう努める。

【別室移動後の対応について】

主催者にて再度、対象者の健康状態（熱・その他症状）を確認し、必要と判断した場合は対象者から下記相談窓口等に連絡してもらう。連絡が困難な場合は重症と判断し、主催者が救急車の要請を行ったうえ、当館管理事務所に報告する。当館管理事務所は、救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。対象者が搬送された後は、当館管理事務所と協議のもと適切な処置を行う。

【適切な処置の範囲】

場所	主催者	管理事務所	備考
占用貸出部	○		
共有部		○	共有部の造作物等は主催者で実施

3 会期後に主催者及び関係者・来場者に新型コロナウイルスの感染が発生した場合

会期後に主催者及び関係者や来場者が新型コロナウイルスに感染した場合は、主催者は保健所などの国・自治体の要請に従い、協力する。また、主催者より新型コロナウイルス罹患者の来館日時・詳細情報等を当館管理事務所に報告する。

その後、当館管理事務所は主催者及び国・自治体と協議のうえ、情報公開等の対応を適切に行う。

【推奨備品（主催者が準備）】

- ・マスク
- ・廃棄用ビニール袋
- ・使い捨て手袋
- ・フェイスシールド
- ・防護服（使い捨てカップ等）
- ・非接触型体温計（当館貸出備品あり）

○新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口

「仙台市宮城県相談窓口」（コールセンター）

- ・受付時間：24 時間
- ・電話番号：022-211-3883 または 022-211-2882